

デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業費 補助金実施要領

(通則)

第1条 デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)及び秋田県観光文化スポーツ部県産品振興課関係補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、デジタルを活用してリーディングカンパニーを目指す事業者に対して、経営規模の拡大や、生産性及び企業価値の向上に資する取組等に必要な経費を補助し、もって県内の食品産業を牽引する食のリーディングカンパニーを育成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「食品製造事業者」とは、次に掲げる全てに該当する者とする。

(1) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」であること。

(2) 日本標準産業分類の次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 大分類E「製造業」、中分類09「食品製造業」を営む者

イ 大分類E「製造業」、中分類10「飲料・たばこ・飼料製造業」のうち、小分類101「清涼飲料製造業」、102「酒類製造業」、103「茶・コーヒー製造業」又は104「製氷業」を営む者

ウ 大分類I「卸売業、小売業」、中分類52「飲食料品卸売業」、小分類521「農畜産物・水産物卸売業」又は522「食料・飲料卸売業」のうち、上記ア、イを営む者

エ 大分類I「卸売業、小売業」、中分類58「飲食料品小売業」のうち、上記ア、イを営む者

(3) 次に掲げるいずれかに該当する者(みなし大企業)でないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

エ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額を前各号のいずれかに該当する中小企業者が所有しているもの。

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めているもの。

2 この要領において、「伴走コーディネーター」とは、本事業の支援対象事業者が県内の食品産業を牽引する企業へと成長するために実施する取組に対し、県や支援機関による連携支援のもと、支援機関等の様々な施策を活用しながら伴走支援を実施する、県のコーディネーターのことをいう。

3 この要領において、「事業計画」とは、県内の食品産業を牽引する事業者に成長することを目的として、生産性向上による賃金水準の向上や企業価値の向上等の取組内容を明確にするために、伴走コーディネーターの協力のもと策定する計画のことをいう。

4 この要領において、「付加価値額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。

5 この要領において、「労働生産性」とは、前項に示す付加価値額を従業員数で除した値をいう。

6 この要領において、「給与支給総額」とは、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)の合計をい

う。

(支援対象事業者)

第4条 この事業の支援対象事業者は、次に掲げる全てに該当する事業者(個人及び個人事業主を除く)で、かつ、知事の採択を受けた事業者(以下「支援対象事業者」という。)とする。

- (1) 前条第1項に規定する食品製造事業者であること。ただし、別記に該当する事業を営む者を除く。
- (2) 県内に当該事業者の主たる拠点を有し、かつ県内において1年以上の事業実績があること。
- (3) 当該企業の生産拠点、又は開発拠点が県内にあり、事業計画の主たる実施拠点が県内であること。
- (4) 将来的に年間の売上げ概ね20億円以上の目標を掲げる事業者であること。
- (5) 直近の決算期における年間の売上げが2億円以上、又は直近5年のうち2年以上の売上げが2億円以上の事業者であること。
- (6) 将来、県内の食品産業を牽引する事業者へと成長しようとする意欲が高く、5年間で次の基準を達成する事業計画を策定すること。
 - ア 労働生産性の伸び率が年率平均3.0%以上
 - イ 給与支給総額又は初任給の伸び率が年率平均2.0%以上
- (7) 各年度における総事業費のうち、10%以上をAI、IoTなどのデジタル技術導入への投資に充てること。
- (8) 次に掲げる欠格事項に該当しないこと。
 - ア 国税又は地方税の滞納があること。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
 - イ 県又は公的金融機関(以下「債権者」という。)からの融資(間接融資を含む)等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っていること。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
 - ウ 事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であること。また、反社会的勢力と関係を有していること。
 - エ 本事業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由があること。
- (9) 補助金の導入過程及び成果等一定の情報を公開するなど、県の施策推進に向けた事例紹介に応じること。
- (10) 国や県の同様の制度(補助金、委託費等)を併用しないこと。

(事業計画の策定)

第5条 支援対象事業者の認定を受けようとする者は、様式第2号により事業計画の策定を行い、伴走コーディネーターは第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 県内の食品産業を牽引する事業者となるための事業計画の策定及び見直しの支援。
- (2) 前号の事業計画を実現するために必要な指導・助言。

(伴走コーディネーター)

第6条 県産品振興課に伴走コーディネーターを配置する。

- 2 伴走コーディネーターは、支援対象事業者が本県の食品産業を牽引する事業者となりうるよう、当該事業者の経営資源に基づいた事業計画の策定と実現のための助言・指導を行うものとする。
- 3 伴走コーディネーターは、補助事業終了後であっても、事業計画期間中は前項の業務を行うものとする。

とする。

(支援の条件)

第7条 支援対象事業者は、審査委員会、中間評価会、県及び伴走コーディネーター等の助言に基づき、必要に応じて事業計画の見直しを行うものとする。

- 2 支援対象事業者は、当該事業終了後、事業計画の期間中の実績について、事業計画の進捗状況報告書(様式第5号)により、決算関係書類を添付して、当該決算期末から3ヶ月以内に県産品振興課へ報告し、必要に応じてその他経営情報を開示しなければならない。
- 3 支援対象事業者は、当該事業終了から5年経過したときに、前項の報告をし、必要に応じてその他経営情報を開示しなければならない。

(支援対象事業者の認定の取消)

第8条 知事は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援対象事業者の認定を取り消すことができる。

- (1) 支援対象事業者の認定を受けた事業計画のすべてを確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(補助事業)

第9条 第2条の目的を達成するため、県は、支援対象事業者が県内の食品産業を牽引する事業者へと成長するために事業計画に基づいて行う事業に要する費用の一部を補助できるものとする。

- 2 補助事業の種類は次に掲げるものとする。
 - (1) 令和7年度デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業 採択事業
 - (2) 令和8年度デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業 (通常枠)新規採択事業
- 3 第4条第1項(7)の定める割合は採択申請時の割合で判断し、その後割合が変更となった場合でも、正当な理由のある変更の場合は、採択結果や交付決定結果に影響は及ばない。

(補助対象経費)

第10条 補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助金の額等)

- 第11条 補助率は2/3以内とし、補助金額の算定に当たっては千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 補助金の交付限度額は、各年度1,000万円を上限とし、補助対象期間は2年度以内とする。
- 3 補助対象期間中の各年の交付申請限度額は、原則、第5条の規定により策定した事業計画に記載の補助金見込額を上限とする。

(支援対象事業者の採択申請)

第12条 支援対象事業者として採択を受けようとする者は、別に定める募集要項等に基づき、定められた期間内に事前相談シートを提出の上、採択申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)により知事に申請するものとする。

(採択の決定)

第13条 知事は、前条の申請があったときは、別に定める審査委員会の審査及び意見に基づいて、補助金を交付する事業者を採択する。

2 知事は、前項の結果を採択結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 知事は、第1項の採択をする場合において、事業計画に一部修正を加え、又は条件を付することができる。

（採択の取り消し）

第14条 知事は、前条第1項で採択された者が次に掲げるいずれかに該当する場合は採択を取り消すことができる。

（1）事業計画を確実に実施することができないと認められたとき。

（2）前条第3項の規定による修正又は条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により採択を受けたとき。

（補助金の交付申請）

第15条 支援対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、第13条第2項の通知を受けた後1ヶ月以内に、要綱に定めるところにより、補助金等交付申請書（要綱様式第1号）、事業実施計画書（要綱様式第2号）及び収支予算書（要綱様式第3号）のほか、事業計画書（様式第2号）を添付して、知事に申請するものとする。

2 事業計画が2カ年に及ぶ場合は、年度毎に補助金の交付を申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第16条 知事は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、要綱に定める補助金等交付決定通知書（要綱様式第7号）により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（事業実施期間）

第17条 令和8年度において、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）は、前条第2項の通知があった日から、補助事業者が補助金等交付申請書に明記した完了の日、又は令和9年2月26日いずれか早い日までとし、令和9年度において、事業実施期間は、前条第2項の通知があった日から、補助事業者が補助金等交付申請書に明記した完了の日、又は令和10年2月29日のいずれか早い日までとする。

2 補助事業者は、原則として、前条第2項の規定に基づく交付決定通知を受けた日以降に補助事業に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある、当該事業について事業の内容が的確である場合には、第15条の申請と併せて、交付決定前着工届（要綱様式第14号）を知事に提出したのちに着手することができるものとする。

3 前項の交付決定前着工届を知事に提出した場合の事業実施期間の始期は、第1項にかかわらず、事業に着手した日とする。

（補助事業の変更）

第18条 補助事業者は、採択申請書に記載した内容に変更がある場合は、変更しようとする部分の事業に着手する前に県産品振興課に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

2 前項の内容が事業内容の変更に当たる場合は、要綱第3条の規定により交付条件等変更承認申請

書を提出し、県による交付決定の変更等の通知があるまではその部分に着手してはならない。

3 前項の規定に違反した場合は、その部分は補助事業の内容とは認められないものとする。

4 事業内容の変更に当たるかどうかについては、事業経費の30%以上の増減の他、要綱第3条の規定にかかわらず、事業内容の本質における部分の変更かどうかで判断する。

(補助金の額の確定等)

第19条 令和8年度においては、補助事業者は、事業が完了したときに、その日から起算して30日を経過した日、又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、要綱に基づく実績報告書(要綱様式第10号)を知事に提出しなければならない。また、令和9年度においては、補助事業者は、事業が完了したときに、その日から起算して30日を経過した日、又は令和10年2月29日のいずれか早い日までに、要綱に基づく実績報告書(要綱様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に基づく実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定するとともに、確定した額と交付決定額に差異がある場合は、当該補助事業者はその旨を通知しなければならない。

3 知事は、補助事業者から前項により額を確定した後に補助金の請求があったときは、補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

(協議)

第20条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により補助事業計画の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第21条 補助事業者は、事業の遂行状況について、各年度10月1日から同月末日までに当該年度の補助事業等遂行状況報告書(要綱様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出に当たっては、報告書の内容が分かるよう県産品振興課の指示する書類を添付するものとする。

(中間評価)

第22条 事業計画が2ヶ年度に及ぶ補助事業者は、令和9年3月までに県が開催する中間評価会において、補助事業の進捗状況及び翌年度以降の事業計画について中間報告書(様式第6号)により報告し、審査委員による中間評価及び事業計画の実現に向けた指導・助言を受けるものとする。

2 支援対象事業者は、前項の評価及び指導・助言を踏まえ、事業計画の推進に努めるものとする。ただし、予算の状況や、年度における実績の評価が低い場合等は、次年度の補助金の減額又は交付しない場合があるものとする。

(補助金の返還等)

第23条 知事は、財務規則及び要綱の規定によるほか、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条に基づき行った交付決定通知の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後、第5条に定

める事業計画の期間中に、事業計画に基づく事業を廃止したとき。

(認定の承継)

第24条 合併、譲渡、相続その他の事由により、支援対象事業者から補助事業を承継した者は、承継後も補助事業を継続して行う場合、当該認定を承継することができる。

- 2 前項の規定により、支援対象の承継を受けようとする者は、事業を承継した日から起算して30日を経過する日までに認定承継申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認に当たり必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第2項の承認をする場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 5 支援対象の承継の承認は、認定承継承認通知書(様式第8号)によるものとする。

(財産の管理)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産を善良な管理者の義務をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第26条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価額が50万円以上のものを、知事に対して協議し、承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(当該期間が10年を超えるものについては、会計年度終了後10年を限度)を経過した後においては適用しないものとする。
- 3 第1項の規定による知事への承認を申請する場合、又は、前項の期間内に取得財産等を移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を行う必要が生じたときは、取得財産目的外処分承認申請書(要綱様式第13号)を知事に届け出るものとする。
- 4 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価又は財産処分により生じる収益(損失保証金を含む。)のいずれか高い金額に、補助金交付額が事業費に占める割合を乗じて得た額の納付を命ずることができる。
- 5 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、又は、やむを得ない事由による財産処分の場合は、適用しない。
- 6 知事は第1項の協議がなく財産処分のあったと認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第27条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿等を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類(見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類)を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了年度の翌年度から5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第28条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税等仕入控除税額を上回らない場合は提出を要しない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第29条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、採択申請書への記載及び提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第30条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月11日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

別記（第4条関係）

- （1）風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの。
- （2）競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
- （3）場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
- （4）興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
- （5）集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。）
- （6）易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。）
- （7）宗教（中分類94に含まれるもの。）
- （8）政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）

別表（第10条関係）

	費目	内容
新商品や新技術の開発に係る経費	機械装置費	<p>新製品や新技術開発に資する機械装置等（機械・装置、計測機器、工具・治具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、周辺機器等））の購入、改良、据付又は修繕等に要する経費</p> <p>単価 50 万円（税抜き）以上の機械装置については、財産処分の制限期間内での貸付・転売等を知事の承認を受けずに行うことはできません。場合によっては、補助金の一部返還が生じることがあります。</p> <p>据付は、機械装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。</p>
	原材料費	<p>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p> <p>補助期間内に消費可能な量が対象となります。（残余原材料は対象外）</p> <p>在庫品を使用する場合は補助対象外です。</p> <p>実際に販売する商品の製造に要する原材料費は補助対象外です。</p>
	技術導入費	<p>外部からの技術指導や知的財産権の導入に要する経費</p> <p>社外の専門家から技術指導を受けるために要する経費（コンサル費用、謝金等）。大学や公設試験研究機関等との共同研究契約に基づき支払う負担金。</p> <p>特許権や実用新案権等の産業財産権の使用料。</p> <p>技術指導を受けるための旅費等。</p>
	外注加工委託費	<p>設計・加工及び分析・検査等の外注に要する経費</p> <p>補助事業者が直接実施することができないもの、効率性・合理性等の観点から実施することが適当でないものが、対象となります。</p> <p>補助上限額は、各補助事業年度の補助金額の2分の1を上限とします。</p>
	知的財産権取得費	<p>特許権の取得等に要する経費（明細書作成等の弁理士の手続き代行費用、外国特許出願のための翻訳料等）</p> <p>特許権の取得等に要する経費で、試作開発と密接に関連し、かつ、成果の事業化に必要なものに限ります。</p> <p>特許等出願手数料、審査請求料、登録料自体は補助対象外です。</p>
	リース料	<p>新製品や新技術の開発等の成果として製品化（量産化）に必要な機械設備のリース料</p> <p>交付決定後の契約で、補助事業期間中に要する経費のみ対象となります。</p>
販路拡大に係る経費	マーケティング調査費	<p>自社製品等のマーケティング調査に要する経費</p> <p>当該補助事業の成果の販路拡大のために行うマーケティング調査に要する経費で、マーケティング調査会社に支払われる業務委託料や展示会等を視察するための旅費等。</p>
	展示会等出展費	<p>自社製品等を展示会等に出展するために要する経費</p> <p>展示会等出展に要する経費で、出展小間料、会場設営費、旅費等。</p>
	広告宣伝費	<p>自社製品の広告宣伝のためのパンフレット等の作成、広告媒体等の活用に関する経費</p> <p>広告宣伝のための経費で、自社製品に係るパンフレット制作費や広告出稿料等。</p>
	人材育成費	<p>専門家やコンサルタント、社外研修等の活用により、営業担当社員等の指導育成や営業体制の強化等に要する経費</p> <p>専門家謝金、コンサルタント料、研修受講料、旅費等。</p>

生産性向上に要する経費	機械装置費	生産性向上に資する機械装置等（機械・装置・計測機器、工具・器具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、周辺機器等））の購入、改良、据付又は修繕等に要する経費 「新商品や新技術の開発に係る経費」の費目「機械装置費」と同様
	人材育成費	専門家やコンサルタント、社外研修の活用により、技術担当職員の指導育成や生産体制の強化等に要する経費 専門家謝金、コンサルタント料、研修受講料、旅費等。
	リース料	生産現場でのDXやIoT導入、システムによる生産管理等、ソフトウェアのライセンス使用料やサブスクリプションに要する経費 生産性向上に資すると認められる費用のみ対象となります。
企業価値向上に要する経費	認証制度等取得費	HACCP、FSSC、JFS等の認証取得に要する経費やBCPの策定に要する経費で企業価値向上に資するものと認められる経費 専門家指導に要する経費等。 策定したBCPに基づいて行う緊急事態への備えに係る費用等は補助対象外です。
	SDGs推進費	SDGsの掲げる17の目標に向けた取組に要する経費 SDGsに対応した新製品の開発や、事業継続及びガバナンス等に係る専門家指導、地元の学校を通じた環境啓発等に関する教育活動等に要する経費 SDGsを推進する事業者への寄付等は補助対象外です。
	女性活躍推進費	女性の働きやすい職場環境づくりに要する経費 女性向けの企業PRパンフレットや動画作成や、女性職員を対象とした研修の実施、女性専用のトイレや更衣室等を設置等に要する経費等。 老朽化等による設備更新は補助対象外です。
	企業情報発信費	企業情報を発信するためのホームページの作成・更新等に要する経費 ホームページ作成・更新のための業務委託料等。
	その他	健康経営やESG等、企業価値向上の取組に要する経費
デジタル化関係経費	デジタル化関係経費	上記に要する経費で、AI及びIoT技術などを活用して行うデジタル化関係経費 生産性向上に資すると認められる費用のみ対象となります。 一定程度独自の判断が出来るロボットアームや、在庫と受発注を一体化したシステムの導入、AI等を活用して不良品を検知するシステムの導入など 汎用性があり、目的外使用として他業務においても利用可能な物品購入に係る経費は補助対象外です。（パソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機等）
その他	その他	事業内容を精査のうえ、審査会において特に必要と認められた経費で、補助対象外経費に該当しないもの。

申請のあった各経費については、審査会において必要と認められた経費に限り補助対象となります。

以下の費目の経費を合算した額は、各年度の補助対象事業費の2分の1を上限となります。

- ・機械装置費
- ・女性活躍推進費のうち、女性専用のトイレや更衣室等の設置に要する経費
- ・デジタル化関係経費のうち、ロボットアーム等の機器導入に要する経費（ハードとシステムが一体となっているものは、明細等により経費を明確に切り分けることができる場合に限り、システム部分を合算の対象から除くこと

ができる)

令和7年度採択事業者について

令和7年度に採択され、令和8年度においても継続して実施する事業については、本要領の規定は適用せず、令和7年度実施要領及び当該年度に提出し承認を受けた計画に基づき実施するものとする。

試作品について

展示会等へ出展すること及び評価のために試験機関やユーザーに必要な個数を無償譲渡・無償貸与することは可能ですが、有償で譲渡するなど営利活動に利用することは認められません。

単価50万円(税抜き)以上の機械装置や構築物等について

財産処分の特定期間内の貸付・転売等を知事の承認を受けずに行うことはできません。場合によっては、補助金の一部返還が生じることがあります。

機械装置費に係る中古品の取扱い

補助対象経費は、取得先の帳簿価格と取得価格のいずれか低い価格とし、取得に際し必要な修理、改良等を加えている場合は、補助対象経費に加算してよい。なお、取得先の帳簿価格の把握が困難な場合については、新品時の購入年度が明らかであって、カタログ等により購入価格が適正であることが明らかな場合に限り対象とする。ただし、古物商等から中古の機械及び装置等を取得する場合には、取得価格を補助対象経費とする。

旅費について

目的に即して各費目に計上します。補助事業遂行のために雇用者又は専門家等に支払われる旅費で、日当・食費相当額を除いたものを補助対象とします。

旅費に含まれる消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

鉄道及び航空運賃等で消費税額が明記されていない場合は、運賃等から消費税相当額10%を減じた額を補助対象とする。

宿泊費に含まれる入湯税は、補助対象外とする。

交通費は、企業の旅費規程や県の旅費規程に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法による移動に要した経費を補助対象とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって移動し難い場合には、その実際の経路及び方法により要した経費を補助対象とする。

原則として自家用車・社用車等の使用に要する経費(燃料代等)、タクシー代、レンタカー利用料、有料道路利用料、駐車場代等は補助対象外とする。

グリーン席及びファーストクラス等特別に付加された料金等は補助対象外とする。

宿泊費は、経済的かつ合理的な範囲における宿泊に限り、1泊につき国家公務員等の旅費支給規程別表第二中宿泊地ごとに宿泊費基準額職務の級が十級以下の者の項に定める額(東京都であれば19,000円(税抜き17,272円))を上限とし、食費は補助対象外とする。

宿泊費に食費が含まれており、食費の額が分からない場合は、1食あたり800円(税込み)を食費相当額として減額する。

各種ポイントやクーポン、マイレージ等を利用して支払われた旅費は補助対象外とする。

全国旅行支援等の事業を活用して支払われた旅費は、補助対象外とする。

次のいずれかに該当する経費については、補助対象外となります。

人件費

飲食代、交際費、事務経費、その他経常的経費、事業実施に必要と認められない経費

親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(3親等以内)が経営する会社等)、代表者の親族との取引であるもの

日本の特許庁に納付される特許等出願手数料、審査請求料及び登録料等

事務所等に係る家賃・保証金・敷金・仲介手数料

事務所等に係る光熱水費、電話代、インターネット利用料金等の通信費

商品券等の金券の購入費

文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
不動産の購入費（信用保証料は除く）、自動車等の車両の購入費・修理費・車検費用
税務申告、決算書作成等のための税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
消費税
金融機関等への振込手数料（代引手数料を含む）
各種保険料、借入金などの支払い利息及び遅延損害金
汎用性があり、目的外使用として他業務においても利用可能な物品購入に係る経費（パソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機等）
他者の所有に属する財産の取得費、及び修繕費
上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
当該年度の補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
クレジットカードで支払いをしたもの（経費支払いの手段が、クレジットカードに限られる場合を除く）